

青梅市立第四小学校いじめ防止基本方針

青梅市第四小学校長 吉原 剛

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、同じ学校に在籍している等、当該児童等と

- ①一定の人間関係にある他の児童等が行う
- ②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、
- ③当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ児童はいない」との認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「青梅市立第四小学校いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本方針として、以下の3つのポイントをあげる。

- 「しない」
- 「させない」
- 「見逃さない」

本校では、全ての児童が「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の生命を尊重することをめざす。

2 いじめ未然防止のための取組

（1）いじめを許さない、見過ごさない自覚と雰囲気づくりに努める。

- ア 道徳の授業や学級活動等を通して、いじめについて深く考え、理解を促し、いじめは絶対に許されないことを自覚させる。
- イ いじめゼロ宣言
第一中学校や第一小学校とも連携して、いじめゼロをめざした児童会活動を推進する。
- ウ 「いじめ防止リーフレット」の活用
いじめへの対応を全校で一致したものとするために、市教委作成の「いじめ防止リーフレット」等を活用した校内研修を行う。
- エ インターネット等SNSを通して行われるいじめの防止
いわゆる「ネットいじめ」に陥らない対応する力を、児童に身に付けさせるため、重点的・計画的に指導を行う。

（2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ア 一人一人が活躍できる学習活動
道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行うとともに、児童の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。
- イ 人権に配慮した学習活動の徹底
児童や教職員自らの人権的言語環境を整備し、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。

（温かい言葉が通い合う場の構築）

- ウ 異年齢集団による活動を生かした社会性と責任感の育成
縦割り班による集会活動や校内の清掃を通して、上級生や下級生との関わり方や、自己の役割を意識できるよう工夫する。
- エ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング
つくし学級（知的固定特別支援学級）およびひまわり教室（特別支援教室）におけるソーシャルスキルトレーニングをはじめ、通常学級と特別支援学級との交流活動を通して、人とのより良い関わり方を身に付けさせるよう努める。

3 いじめ等の早期発見・早期対応

アンテナ高く、子供のかかえる見えない傷を手当てする。

（１） いじめ発見のために、様々な手段を講じる。

- ア いじめ防止強化期間（年５回）
年度初めおよびアンケート実施月にいじめ防止強化月間を設定し、児童および保護者へ、いじめ撲滅への理解・啓発を行う。
- イ アンケートの実施
青梅市いじめ調査のアンケートを年４回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロをめざす。
- ウ 日常の児童観察等の徹底
調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。
- エ 相談体制の充実
日頃から担任をはじめ、全教職員で見守るとともに、スクールカウンセラーの活用を図り、児童および家庭、地域住民が、安心していじめに関する相談を行うことができるようにし、いじめの早期発見・早期対応に努める。

（２） いじめの早期解決のために、全職員が一丸となって問題の解決に当たる。**いじめを受けた児童を守り通す。**

- ア 児童、保護者その他の者から、いじめの相談を受けた際は、すぐに管理職に報告し、校長から青梅市教育委員会へ報告する。（市条例第 20 条）
- イ 即時にいじめをやめさせる
いじめを発見する等した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。
- ウ 組織的な対応
いじめを発見した際、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下、組織で対応策を考え、役割分担をして対応に当たる。
- エ 適切な情報収集
情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている側の児童の身の安全・心情を最優先に考え、いじめている児童に対して毅然とした態度で指導に当たる。さらに、いじめている児童のかかえている問題をつかみ、その改善にも努める。
- オ 解決後も人間関係の調整などを行い、安心して学校生活が送れるよう、継続的に見守る。

4 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされる可能性がある場合は、以下の対応を行う。

- ① いじめられた児童の安全確保を最優先する。
- ② 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告する。
- ③ 青梅市教育委員会が行う調査に協力する。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に対して、事実関係等の情報等の調査結果を適切に提供する。
- ⑤ 学校いじめ対策委員会を中心に全教職員で組織的に対応する。

※重大事態の意味

- ・保護者や本人から「いじめにより重大な被害が生じた」と申立てがあった場合
→学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして教育委員会に報告し、調査等にあたる。

※不登校重大事態

- ・いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間 30 日であることが目安。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

ア 教育相談部会

- ◇構成員：校長、副校長、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、その他必要に応じて召集。
- ◇活動内容：生活指導上の問題全般
- ◇開催日程：毎月 1 回程度および適宜

イ 学校いじめ対策委員会

校務分掌に「青梅市立第四小学校いじめ対策委員会」を位置付ける。いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任、スクールカウンセラー等によるいじめ対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

6 家庭や地域、関係機関との連携

- ア いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。加害児童の保護者には、その後、いじめを行うことのないよう、家庭で話し合い等を通して規範意識を養うことができるよう依頼する。
- イ 学期末や必要なときには「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口を利用するよう促す。
- ウ いじめの事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、青梅市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。
- エ P T Aや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換を行う。
- オ 青梅市教育相談所やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、養護教諭と連携しながら指導を行う。
- カ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。

7 いじめ問題への取組の年間計画

	情報収集、児童理解		指導、啓発活動	対策会議 教員の資質向上等	その他
4月			いじめ防止強化月間 保護者への啓発 授業①	基本方針の周知 4/3（木）	
5月			校長講話 5/12（月）		
6月	アンケート①	面談①	いじめ防止強化月間 ふれあい月間	アンケート結果への対応 6/27（金）	
7月				いじめ防止研修① 7/18（金）	
8月			命の週間	基本方針の見直し 有効性の検証 8/29（金）	
9月	アンケート②	面談②	いじめ防止強化月間 授業②	アンケート結果への対応 9/26（金）	
10月			校長講話 10/6（月） いじめゼロ宣言子ども会議		
11月	アンケート③	面談③	いじめ防止強化月間 ふれあい月間 道徳授業地区公開講座	アンケート結果への対応 12/12（金）	
12月				いじめ防止研修② 12/23（火）	
1月			エールウィーク 校長講話 1/7（水） 授業③		
2月	アンケート④	面談④	いじめ防止強化月間 ふれあい月間	いじめ防止研修③ 2/18（水）	
3月			保護者への啓発	アンケート結果への対応 3/6（金）	

※ 「情報収集、児童理解」については、毎週1回の生活指導朝会で、年間を通して教職員の情報共有を行う。